今年度の未納はありませんか

―国民年金保険料―

三月は年度末ですね、国民年金も年度末です。昨年四月から一年間の締めくくりの月です。

そこで、この一年間の国民年金保険料を点検してみてください。つい、うっかり納め忘れていたとか、口座振替のはずが引き落されずにいる保険料はありませんか。

『ほんの二～三ヶ月くらいの未納月数なんて…』と思っている方もおいでかもしれませんが、万一事故に遭ったときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり（事故前の一年間に未納があると受けられない場合もあります。）将来に備えての老齢基礎年金を受けられなくなってしまう危険もあります。

もう一度よく確かめ、未納があったらすぐに三月二十五日頃までに納めましょう。

小須戸町大学生奨学金貸付申込みを受付中です

優秀な学生が経済的な理由により、就学が困難な者に対して学資を貸与し、人材の育成を図ることを目的にした、小須戸町奨学金貸付制度があります。

この制度は、大学生（短期大学、専門学校は除く）を対象にしたもので、希望される方は、次により申込みをしてください。

資格
一、小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟。
二、人物、学力ともすぐれ、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者。

貸与月額　二万五千円

貸与期間　貸与決定の月から在学する学校の最短就学年限の卒業期まで。

手続　元年度の貸付を希望される方は、奨学金貸与申込書を四月二十五日までに教育委員会へ提出してください。（申込用紙は教育委員会に準備してあります。）

資格者の決定　出願者の人物や健康状態、優秀性、学資支弁の困難な程度などについて、適格度の高い者から年二十名を限度として採用決定します。

その他　小須戸町奨学金以外の公、私設の奨学金との併給は禁止します。「奨学金は無利子とします。」

※詳細は教育委員会まで連絡ください。

軽自動車税の申告について

軽自動車税は、定置場の市町村がその所有者に課税することになっており、異動（廃車、所有、使用者変更、住所変更等）の都度、必ず申告手続を行なわなければなりません。

特に農耕用自動車（コンバイン、トラクター）については、取得、廃車、転売等された場合でも、未申告が目立っておりますし、死亡、転出された方の所有する軽自動車が、変更手続がされずそのままになっているものがあります。この場合でも、必ず手続を行ってください。

申告書の提出先

一、原動機付自転車、農耕用自動車
　小須戸町役場行政課税務係
二、軽自動二輪
　全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所
三、軽四輪車
　全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所大形連絡所

尚、各軽自動車の申告手続は三月三十一日(金)までに役場や各事務所へ届出を完了してください。

健康相談　母子手帳発行日のお知らせ

妊娠及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。

日時　三月六日・十三日・二十日
　二十七日、各月曜日
　午前9時～午後4時
会場　役場保健センター
※毎月、月曜日は健康相談日とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、かならずご本人がおいで下さい。（印鑑をご持参下さい。）

無料法律相談

相談日　三月二十二日（水）
　午前9時30分～12時まで
会　場　役場保健センター
　保健指導室（二階）
相談員　古川　兵衛　弁護士
　申し込みは前日までに役場住民係へ電話（三八―三一一一番内線四一番）でお願いします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

行政（定例）相談

左記により毎月行政相談日を定め相談委員が応じますので、お気軽にご利用ください。

毎月　三日、十三日、二十三日
時間　午前10時～午後2時
相談委員　伊藤　鋼一
相談場所　自宅
　（新栄町一　電話　三八―三五九〇）

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を次により行なっております。この期間中に異議のある方は申し出をしてください。

縦覧期間　三月九日(木)まで
縦覧場所　役場一階ホール

4月から国民年金保険料が8,000円に変わります

国民年金の定額保険料は、４月分から**8,000円**になります。（付加保険料は、400円でそのままです。）

国民年金は、老齢や障害などで働けなくなったとき、夫や母が亡くなって働き手を失ったなどのときに、年金によって生活を支えようとするものです。

この年金の支払いに必要な費用は、皆さんが納めている保険料や、国の負担でまかなわれています。年金制度を健全に運営するためには、給付と負担の均衡を保つことが必要で、年金額の引上げとともに、保険料の引上げも連動せざるをえません。

保険料の引上げにご理解とご協力をお願いします。

建築物防災週間

（昭和六十三年度下期）を実施します

3月7日(火)～13日(月)

全国一斉に建築物防災週間を実施します。日本は火災、地震がけ崩れ等、災害の多いところです。その災害から建築物の安全を確保し、人命財産を守るため、毎年三月と九月に「建築物防災週間」を設けるとともに、建築物の防災について各種の対策を推進しているところです。

建築物の災害を防止するためには、建築物の防災性能を向上させるとともに、町民の皆さんが建築物の災害に対して、普段から注意され、防災に対する努力をしていくことが大切です。

この週間には次のような行事を予定しています。

一、土木事務所、役場等による防災査察
二、防災に関する相談所の設置。
(イ)開設日時　三月七日～十三日
　午前九時～午後四時（土・日を除く）
(ロ)場所　新津土木事務所建築課
　（二四―七一一一㈹二九二）

小須戸町より転出される方へ

進学・就職・結婚等で小須戸町より転出される方は、転出する前又は転出後十四日以内に、町民生活課の住民係(窓口①番)へ、印鑑を持って届出して下さい。又、印鑑登録をしている人は印鑑登録証を、国民健康保険に加入している人は保険証を、国民年金に加入している人は手帳を忘れずに持ってきてください。

矢代田保育園で発表会

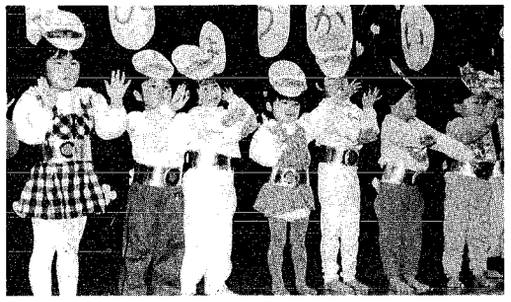

２月21日、矢代田保育園で発表会が行なわれました。

一年間の子供たちの成長を発揮する場です。何日も前から準備し練習してきた歌や遊戯を元気いっぱいお父さんお母さん、おばあちゃん、おじいちゃんの前で発表していました。

献血車「ゆうあい号」がやってきます

３月１３日（月曜日）　午前10時～12時
場　所　小須戸町南工会館

〈お願い〉
血液は人工的につくることができません。どうしても献血による助けあいが必要なのです。
献血にご協力ください。

平成元年度固定資産課税台帳の縦覧のお知らせ

平成元年度固定資産税の課税台帳を次のとおり縦覧に供します。

縦覧期間　三月一日(火)～
　三月二十日(月)
縦覧場所　役場行政課税務係

閲覧できるのは、原則として自己の資産だけです。他人から委任されて閲覧する場合は委任状が必要です。

児童手当受給者にお知らせ

児童手当受給者の方で、次の方は三月末で支給要件が消滅となります。

第二子分該当者、又は第三子分該当者で、平成元年度に小学校に入学する児童のいる方、すなわち昭和五十七年四月二日生まれ～昭和五十八年四月一日生まれの児童のいる方。

二月と三月の二ヵ月分を六月の支給日に振り込み、最後となります。

ボケの展示即売会のお知らせ

今年もボケまつりが始まります。

期日　三月三・四・五日
場所　旧小須戸小学校体育館
主催　日本ボケ協会

心配ごと相談

場所　老人福祉センター
時間　午前10時～午後3時
　（秘密厳守、相談無料）

三月の相談日
七日(火)　萱森　キイ・間野エリ子
十四日(火)　木村敬三郎・川瀬増次郎
二十二日(水)　吉田　吉平・長谷川信栄
二十八日(火)　斉藤　一策・白井　重栄